



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 芦 森 工 業 株 式 会 社  
本 社 所 在 地 大 阪 市 西 区 北 堀 江 3 丁 目 10 番 18 号  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 缶 文 雄  
コ ー ド 番 号 3 5 2 6  
上 場 取 引 所 東 証 ・ 大 証 第 一 部  
問 合 せ 先 総 務 部 長 藤 村 講 治  
(TEL 06 - 6533 - 9250)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 113 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、ならびに、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(定款第 28 条および第 29 条)

なお、取締役の責任免除規定の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案  |
|---------|--|
| (新 設)   | (取締役及び監査役の責任免除)<br>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(取締役であった者を含む。)</u> 及び <u>監査役(監査役であった者を含む。)</u> の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の定める限度において、 <u>取締役会の決議によって免除することができる。</u> |

|  |   |
|--|---|
| <p>(新 設)</p> <p>第 28 条(事業年度) ～ 第 31 条(配当金の除斥期間)</p> <p>(省 略)</p> | <p>(社外取締役及び社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 30 条(事業年度) ～ 第 33 条(配当金の除斥期間)</p> <p>(現行のとおり)</p> |
|--|---|

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日) 【予定】

定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日) 【予定】

以 上